

公募型プロポーザルの公告

第 3 次津久見市環境基本計画及び津久見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務並びに津久見市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）見直し業務委託について、公募型プロポーザルにより業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和 8 年 5 月 26 日

津久見市長 石川 正 史



1 業務の概要

(1) 業務名

第 3 次津久見市環境基本計画及び津久見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務並びに津久見市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）見直し業務委託

(2) 委託内容

「第 3 次津久見市環境基本計画及び津久見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務並びに津久見市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）見直し業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約の日から令和 9 年 3 月 25 日まで

2 参加資格

本プロポーザルに参加申込できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 令和 8 年度津久見市競争入札参加資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 大分県及び津久見市から入札参加資格停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。
- (4) 津久見市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 1 号）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。
- (8) 令和元年度（平成 31 年度）以降に、地方公共団体との間で環境基本計画策定業務委託契約、地位温暖化対策実行計画策定及び見直し業務委託契約又はそれに類する契約を締結し、完了した実績を有すること。
- (9) 各提出期限までに参加申込書及び添付書類を全て提出するほか、提出後においても、本市

が必要に応じて請求する書類を提出できる者であること。

- (10) 仕様書に基づく本業務を履行するために必要な業務経験を有し、本業務に精通した者を従事させることができるとともに、かつ本業務を円滑に、確実に遂行するために必要な経営基盤を有していること。

3 実施スケジュール

内 容	日 程
公募開始の公表（実施要領等の配布）	令和8年 5月26日（火）
質問票（実施要領・参加申込）の受付 期限	令和8年 5月29日（金）正午まで
質問票（実施要領・参加申込）の回答	令和8年 6月 3日（水）
参加申込書の提出期限	令和8年 6月 8日（月）午後5時まで ※受付は、土日を除く平日の午前9時から午後5 時まで （郵送の場合は 6月 8日（月）午後5時必着）
質問票（仕様書）の受付期限	令和8年 6月15日（月）正午まで
質問票（仕様書）の回答	令和8年 6月18日（木）
企画提案書等の提出期限	令和8年 6月23日（火）午後5時まで ※受付は、土日を除く平日の午前9時から午後5 時まで （郵送の場合は6月23日（火）午後5時必着）
ヒアリング審査予定日	令和8年 7月初旬予定
審査結果の通知	令和8年 7月初旬予定

4 参加手続等

- (1) 担当課（書類の提出先及び問合せ先）

担 当：津久見市役所 環境保全課 環境対策班

住 所：〒879-2435 大分県津久見市宮本町20番15号

電 話：0972-82-9513（直通）

E-mail：tsu-kankyo@city.tsukumi.lg.jp 担当 山本

- (2) 参加手続・企画提案書等の提出

実施要領のとおり

5 審査方法

- (1) 審査体制

企画提案書の審査は、津久見市及び津久見市から委任を受けた5人の審査員が行う。

- (2) 審査方法

審査は、ヒアリング審査によって行うものとする。なお、企画提案書の提出者が5者を
超えた場合については、企画提案書等を審査し（書類審査）、上位5者をヒアリング審査の
対象とする。（書類審査においても、（1）の審査体制で行うこととし、審査を行った場合
は、令和8年6月26日（金）までに審査結果を電子メールで通知する。）

審査は、実施要領8の「提案の審査項目及び配点」の審査項目・審査基準により採点し、各審査員の採点結果の合計点が最も高かった者を最優秀提案者、2番目に高かった者を次点提案者として選定する。

最高得点者の者が複数いる場合は、委員の協議によって決定する。

なお、提案者が1者であっても、内容の審査及び評価を行い、基準（合計の6割）を満たしていると判断した場合は最優秀提案者として選定する。

- ①実施予定日 令和8年7月初旬（予定）
- ②実施場所 津久見市役所 大会議室（予定）
- ③実施方法 実施要領のとおり

(3) 受託候補者の特定

ヒアリング審査の選定結果を基に受託候補者を特定し、書面により通知することとする。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載をした場合
- ② 委託契約の前日までに「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- ③ 見積額が契約限度額を越えている場合
- ④ 不正と認められる行為があった場合
- ⑤ 選考の公平性を害する行為があった場合
- ⑥ 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

6 その他の留意事項

詳細は、実施要領、仕様書による。

不明な点は、前記4（1）に問い合わせること。